

関島社会保険労務士事務所便り

2026 年
9・10 月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



従業員退職で倒産 過去最多ペース 「賃上げできず倒産」も発生

帝国データバンクの調査では、2026 年 1-7 月に判明した人手不足倒産（負債 1000 万円以上）のうち、従業員や経営幹部などの退職が直接・間接的に要因となった「従業員退職型」の倒産が合計で 83 件。前年同期（74 件）に比べて 9 件・約 12.2%多く、コロナ禍の 2022 年以降、5 年連続で増加しています。このペースで推移した場合、初めて年 100 件を超えた前年（124 件）を大幅に上回り、単年で過去最多の更新が確実となっています。

2026 年の「従業員退職型」倒産を業種別にみると、最も多いのが「サービス業」（22 件）で全体の 26.5%を占め、老人福祉施設や美容室といった業界での発生が多く、「建設業」（20 件）は、1-7 月として初めて 20 件台に到達しています。現場作業を担う職人や営業担当者が相次いで退職し事業運営が困難になったケースが目立ち、「運輸・通信業」（12 件）では、貨物自動車運送などの業種を中心に前年同期（8 件）から増加し、1-7 月として初めて 10 件を超えています。

近年発生した従業員退職型倒産をみると、2025 年以降は特に、足元のコストアップ分をサービスや商品価格に転嫁できないことで

「賃上げ原資」を確保できず、事業の中核を担うキーマンの流出を止められないケースがみられ、貨物運送を手掛けていた東海サービス（2026 年 5 月、破産）は、受注環境の激化や燃料費の高騰で収益性が圧迫されるなかドライバーの賃上げを進めることができずに退職が相次ぎました。内装工事を中心に事業を展開していた五十嵐建設（2025 年 12 月、破産）は、中核メンバーの独立や退職が相次いだことで人手不足が深刻化し、損益面でも赤字になるなど厳しい業況に陥り、最終的に事業継続を断念しています。

「従業員退職型」倒産件数 推移



【注1】「倒産」：負債1,000万円以上の法的整理、累計開始は2013年
【注2】「従業員退職型」は、従業員の退職などで事業継続が困難となった企業の倒産。
2025年以前の数値は最新のデータを基に再集計を行っている

危険運転致死傷罪の改正が施行されています

9月1日から生活道路 法定速度 60km/h → 30km/h

◆危険運転致死傷罪は7月1日から施行

故意に危険・悪質な自動車（自動二輪車や原動機付自転車、電動キックボードも含む）の運転を行い、人を死傷させた者を処罰する「危険運転致死傷罪」ですが、従来、判断基準や対象行為が曖昧で適用が難しいとの指摘があったことを受けて、国会で改正法が成立、施行されています。主な改正内容は、次の3点です。

- 飲酒類型 → 数値基準を新設
- 高速度類型 → 類型を新設
- 殊更滑走等類型 → 類型を新設

◆改正後の危険運転致死傷罪の要件

●飲酒類型

- 1 呼気 1ℓ 中 0.5 mg（血液 1ml 中 1.0 mg）以上で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 一律に対象とする
- 2 その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 1 の数値基準を満たさなくても対象とする

●高速度類型

- 1 下記の数値基準を満たす高速度で自動車を運転し、人を死傷させた場合 → 一律に対象とする
 - ・最高速度 60km/h 以下：最高速度 + 50 km/h 超過
 - ・最高速度 60km/h 超：最高速度 + 60 km/h 超過
- 2 1 に準ずる速度で危険回避が著しく困難な高速度で自動車を運転し、人を死傷

させた場合 → 1 の数値基準を満たさなくても対象とする

●殊更滑走等類型

ドリフト走行（横滑り走行）やウィリー走行（前輪浮かせ走行）など車体制御が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合に対象とする

◆生活道路の法定速度

なお、9月1日からは改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が 60km/h から 30km/h に引き下げられます。ご注意ください。

ただし、以下の道路における自動車の法定速度は引き続き 60km/h です。

- 1 道路標識または道路標示により中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復方向に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路



改正労災保険法の主な内容

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第60号）が7月10日に成立、17日に交付されました。

改正前の労災保険法は、共働きの妻が業務上災害で死亡した時、夫は55歳以上又は一定の障害の状態でなければ受給権が発生しませんでした。また、遺族年金で受給資格者となる遺族が妻のみで、55歳以上または一定の障害がある場合のみ、年金額が給付日額の153日分から175日分に増額される仕組みになっています。これらが是正されます。

1 遺族補償年金の支給要件等の見直し

- ① 遺族年金等について、夫にのみ課せられていた支給要件を撤廃する。
- ② 遺族が1人の場合の年金額給付基礎日額の153日分を175日分に改める。

2 保険給付請求権等の消滅時効期間見直し

災害補償の事由に該当するか容易に判断できない疾病として政令で定めるもの（脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等を想定）は、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3 労災保険適用事業に関する暫定措置廃止

適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模個人経営事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4 特別加入団体の要件の法定化等

- ① 労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し

社会復帰促進等事業の給付に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官および労働保険審査会法の対象とし、審査請求先および再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

【施行日】令和9年4月1日（上記3は公布の日から起算し5年以内の政令で定める日）

改正内容

- 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。

【遺族補償年金等の受給資格者（※）】

見直し前	見直し後
① 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫 ② 18歳以下又は一定障害の子 ③ 60歳以上又は一定障害の父母 ④ 18歳以下又は一定障害の孫 ⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母 ⑥ 18歳以下若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹 ⑦ 55歳以上60歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹	① 妻又は夫 （同左） ⑦ 55歳以上60歳未満の父母・祖父母・兄弟姉妹

※ 遺族補償年金等を受けることができる範囲の遺族（受給資格者）は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者等であるが、全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最優先順位者（受給権者）だけが受けることができる。受給権者の順位は上記①～⑦のとおり。

- 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（遺族が妻のみ、かつ55歳以上又は一定の障害の状態にある場合には175日分）から、一律で175日分に改める。

【遺族が1人の場合の年金額】

妻のみ、かつ	
55歳以上又は一定の障害の状態	153日分 22日分 (175日分)
にある場合	
上記以外の場合	153日分

一律： 175日分

※ 船員保険法の遺族年金についても同様の改正を行う。

●在留手数料の大幅引き上げが閣議決定

8月25日、政府は、外国人の在留許可手続きに関する手数料の改定額を定める政令を閣議決定した。10月1日以降の手続きから適用。在留資格の変更・更新は現行の6,000円（一律）から、在留期間に応じて区分を設け、1万円から7万5,000円へと引き上げる。永住者許可は、現行の1万円から20万円へと引き上げる。

●わいせつ処分保育士DB未登録 6,010施設

子ども家庭庁は8月4日、保育士を雇用する際に事業者を確認が義務付けられている子どもへのわいせつ行為で処分歴のある保育士情報を蓄積した国のデータベースについて、今年1月1日時点で16.5%の施設が利用登録をしていなかったと明らかにした。登録したが活用していない施設は3.9%。2024年4月の運用開始以降、保育士登録を取り消された人は今年4月時点で117人登録されており、同日、自治体を通じて施設に活用徹底を促す文書を発出した。

●男性育休取得率 初の5割超え

7月31日、厚生労働省が「雇用均等基本調査」の結果を発表し、2025年度の男性の育児休業取得率が50.9%（前年度比10.4ポイント増）と、初めて5割を超えた。「2025年に50%」の政府目標を達成した一方、女性の取得率88.3%（同1.7ポイント増）とは約37ポイントの開きがあった。また、男性の育休取得期間が「1カ月～3カ月未満」が30.3%で最多だったのに対し、女性の取得期間は「12カ月～18カ月未満」が31.4%で最多だった。

●高額療養費 改正政令が公布

7月29日付の官報に、高額療養費制度の患者

負担上限を2段階で引き上げる等の見直しを盛り込んだ「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第240号）」が公布された。8月1日から、5つの所得区分ごと（住民税非課税を含む）に定めている月額上限の基準額を、4～7%引き上げる。2027年8月からは所得区分を細分化し、最大38%の引上げとなる。長期療養が必要な患者への負担軽減策として「年間上限」の仕組みも設ける。

●奨学金代理返還制度の利用を1万社に倍増

文部科学省は7月28日、奨学金代理返還制度の利用企業を2027年度末までに1万社に倍増する目標を公表した。代理返還制度は、従業員の奨学金の全額または一部を企業が日本学生支援機構に返還する仕組みで、25年度の利用実績は4,852社。返還額は給与として損金算入できるため、人手不足の中で人材確保策として活用する企業が増加している。

●最低賃金の目安 55円引き上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月28日、2026年度の最低賃金（時給）の引上げ額の目安を、全国加重平均で55円（4.9%）増の1,176円と決めた。増加額は過去最高だった25年度の63円（6.0%）を下回ったが、上げ幅は過去2番目に大きかった。今後は、都道府県ごとの地方審議会が目安を参考に最終的な金額を決定し、10月以降に順次適用される。

